



# ノルウェーにおける被害者政策

～国の専門機関による犯罪被害者問題への対応とは～

日 時:2013年9月7日(土)15:00～17:00

会 場:沖縄弁護士会館

講 演:

アンネ・パウリーネ・イエンセン 市民庁長官

トマス・ラウレンツ・ボルヌー 市民庁暴力犯罪被害局長

※講演には英日の逐次通訳がつきます

※申し込みは不要です

## 【開催要旨】

ノルウェーでは、犯罪被害者に関わる問題を法務・警察省の関係機関である市民庁が扱っています。ここは、①資力のない加害者に代わって、国が犯罪被害補償をし、加害者から国に返済させること、②被害者国選弁護士、③暴力犯罪被害への対応等の他、④成年後見等についても所管しています。

本講演会では、犯罪被害者に関する広範な責務を負う市民庁長官アンネ・パウリーネ・イエンセン氏より、市民権庁の携わる犯罪被害者関係業務について、市民権庁暴力犯罪被害局長トマス・ラウレンツ・ボルヌー氏からは暴力犯罪の被害者への対応について話を聞きます。

2011年7月22日の大規模テロを題材に、資力のない加害者によって多くの被害者が出た場合の対応について、さらに、沖縄が抱える問題と関係して、DVや性犯罪への対応についても言及してもらいます。

主催:琉球大学法務研究科

共催:沖縄弁護士会

(担当:琉球大学法務研究科 矢野恵美)

問い合わせ先:[norway20130906@gmail.com](mailto:norway20130906@gmail.com)

会場:沖縄弁護士会

沖縄県那覇市松尾2丁目2番26-6号

098-860-8666

※ 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用のうえ、お越しくださいますようお願い致します。